

第6 予防接種事業



1 予防接種事業

(1) 乳幼児等の予防接種事業

ア 目的

接種を受けた個人に免疫を付け、感染及び発症の予防、症状の軽減を図るとともに、感染症の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図る。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則

定期接種実施要領

ウ 対象

予防接種の種類		対象年齢
ロタ	ロタリックス（1価）	生後6週0日～24週0日までの間
ウイルス	ロタテック（5価）	生後6週0日～32週0日までの間
	B型肝炎	生後0か月～12か月（1歳）に至るまでの間
	ヒブ（H i b）	生後2か月～生後60か月（5歳）に至るまでの間
	小児用肺炎球菌	生後2か月～生後60か月（5歳）に至るまでの間
	4種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）	【1期】生後3か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
	3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）	【1期】生後3か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
	ポリオ	生後3か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
	B C G	生後12か月（1歳）に至るまでの間
	水痘	生後12か月（1歳）～生後36か月（3歳）に至るまでの間
MR（麻しん風しん混合）		【1期】生後12か月（1歳）～生後24か月（2歳）に至るまでの間
		【2期】5歳～7歳未満で、小学校就学前の1年間
日本脳炎		【1期】生後6か月～生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間
		【2期】9歳～13歳未満
		【特例対象者】平成7年4月2日生～19年4月1日生の者は20歳未満
		【準特例対象者】平成19年4月2日生～21年10月1日生の者は1期未接種分について9歳～13歳未満の間
	2種混合（ジフテリア・破傷風）	【2期】11歳～13歳未満
	H P V（子宮頸がん予防）	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

エ 対応者

指定医療機関、県内接種協力医、契約医療機関、保健師、看護師、事務職員、母子愛育班員

才 内容

健康福祉センターで行う集団予防接種、市内指定医療機関で行う個別予防接種のほか、埼玉県住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く。）相互乗り入れ制度に基づく県内接種協力医等により予防接種を実施している。

力 実績

接種状況（延べ接種者数）

単位：人

予防接種の種類	年度	R 3	R 2	対比
ロタウイルス		1, 632	679	953
B型肝炎		2, 289	2, 336	-47
ヒブ（H i b）		3, 063	3, 367	-304
小児用肺炎球菌		3, 061	3, 308	-247
4種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)		3, 163	3, 341	-178
BCG		766	890	-124
水痘		1, 487	1, 785	-298
MR		1, 819	1, 956	-137
日本脳炎		2, 363	5, 122	-2, 759
二種混合（ジフテリア・破傷風）		867	1, 091	-224
HPV（子宮頸がん予防）		362	161	201

キ 事業の経過

- 昭和23年7月 予防接種法が施行
- 昭和26年 結核予防法が制定
- 昭和33年4月 対象疾病から、しょう紅熱が削除、二種混合（DT）ワクチン（ジフテリア・百日せき）が追加
- 昭和39年 ポリオ生ワクチンが定期接種化
- 昭和43年 三種混合（DPT）ワクチン（ジフテリア・百日せき・破傷風）が定期接種化
- 昭和51年6月 予防接種による健康被害について法的救済制度が創設
- 昭和52年8月 中学生女子に対する風しんワクチンが定期接種化
- 昭和53年10月 麻しんが定期接種化
- 平成元年4月 MMRワクチン（麻しん・おたふくかぜ・風しん）接種開始
- 平成5年4月 MMRワクチン接種が実施見合わせ
- 平成13年11月 一類（百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎）と二類（高齢者のインフルエンザ）に類型化
- 平成16年 結核予防法が改正され、ツベルクリン反応検査が廃止に

	なり、 BCG 直接接種及び接種年齢が生後 0 日以上 6 か月未満となる
平成 17 年 5 月	日本脳炎ワクチン定期接種の積極的勧奨の差し控え勧告
平成 17 年 7 月	日本脳炎Ⅲ期接種が廃止
平成 18 年 4 月	MR ワクチンの 2 回接種（第 1 期、第 2 期）が導入
平成 18 年 6 月	MR 定期予防接種において、単独ワクチンも接種可能になる。平成 18 年 3 月 31 日までに麻しん、風しんの単独ワクチンを接種した者も第 2 期の接種が可能となる
平成 20 年 4 月	MR 予防接種の 5 年間の時限的措置として、中学 1 年生及び高校 3 年生相当の者に対し第 3 期、第 4 期の MR ワクチン導入
平成 21 年 6 月	日本脳炎定期予防接種第 1 期に、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが使用可能となる
平成 22 年 3 月	日本脳炎ワクチンの使用期限が到来したことにより、これ以降、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを用いることが周知される
平成 22 年 4 月	標準的な年齢（3 歳・4 歳児）への日本脳炎の接種勧奨再開
平成 23 年 5 月	日本脳炎の特例対象者として平成 7 年 6 月 1 日生まれ～平成 19 年 4 月 1 日生まれが追加
平成 24 年 9 月	ポリオの予防接種において、使用ワクチンが生ワクチンから不活化ワクチンに、接種回数が 2 回から 4 回へ変更。この改正による定期予防接種の対象は、3 回目までに限定
平成 24 年 11 月	4 種混合（DPT-IPV）ワクチン導入 ポリオの 4 回目の接種が定期化
平成 25 年 1 月	長期にわたり療養を必要とする疾病等により定期の予防接種の機会を逸した者に、接種機会を確保することとなる
平成 25 年 4 月	日本脳炎の特例対象者に平成 7 年 4 月 2 日生まれ～平成 7 年 5 月 31 日生まれが追加。結核の予防接種の対象年齢が生後 1 歳に至るまでの間となる。Hib 感染症、小児肺炎球菌感染症、HPV 感染症が A 類疾病に追加され、定期接種化。これにより、平成 23 年度から実施していた HPV 予防接種費用の助成が終了。MR 予防接種の第 3 期、第 4 期が終了
平成 25 年 6 月	厚生労働省から HPV ワクチンの積極的勧奨の差し控え勧告。
平成 25 年 11 月	小児用肺炎球菌感染症予防接種ワクチンが沈降 7 倍肺炎球菌結合型ワクチンから沈降 13 倍肺炎球菌結合型ワクチ

ンに変更。

平成 26 年 10 月	水痘が A 類疾病に追加され、定期接種化
平成 28 年 10 月	B 型肝炎予防接種が A 類疾病に追加され、定期接種化
令和 2 年 10 月	ロタウイルス予防接種が A 類疾病に追加され、定期接種化
令和 3 年 11 月	厚生労働省が H P V ワクチンの積極的な接種勧奨の差し控えに係る通知を廃止する。これに伴い、 H P V ワクチンの積極的勧奨を再開。令和 4 年度から接種の機会を逃した者を対象にキャッチアップ接種を行うことが決定

ク　まとめ

出生数の減少により乳児期に接種する予防接種の接種者数は、減少傾向にある。

H P V 予防接種は、情報提供等により例年より接種者が増加した。

今後も、新型コロナによる影響を考えつつ、予防接種の周知をしていく。

（2）高齢者インフルエンザ予防接種事業

ア　目的

高齢者のインフルエンザへの感染の防止し、もって高齢者の健康増進を図る。

イ　根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則

定期接種実施要領、入間市高齢者のインフルエンザ予防接種事業実施要綱

ウ　対象

インフルエンザ予防接種を希望する者のうち、接種日に 65 歳以上の者及び接種日に 60 歳以上 65 歳未満のもので、心臓、腎臓、呼吸器の機能に極度の障害のあるもの又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のあるもの（いずれも身体障害者手帳 1 級相当の障害）

エ　対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ　内容

10 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで、指定医療機関等、埼玉県住所地外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ制度による県内協力医療機関等により予防接種を実施している。自己負担額は原則 1,500 円。

力 実績

接種状況

単位：人

年度 区分	対象者	接種者	接種率 (%)	再掲		
				指定 医療機関等	相互 乗り入れ	その他
R 3	45,279	20,740	45.80	17,448	3,280	12
R 2	43,236	26,926	62.28	23,092	3,814	20
対比	2,043	-6,186	-16.48	-5,644	-534	-8

※その他：依頼書による接種等

キ 事業の経過

平成13年度 事業開始

平成16年度 埼玉県住所地外インフルエンザ予防接種相互乗り入れ制度を開始

ク まとめ

自己負担額0円とした令和2年度と比べ、令和3年度は減少したものの、例年より高い接種率であった。例年まん延する感染症につき、今後も周知の徹底を図る。

（3）高齢者肺炎球菌感染症予防接種事業

ア 目的

高齢者の肺炎球菌感染症を予防し、もって高齢者の健康増進を図る。

イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則、予防接種実施規則

定期接種実施要領、入間市高齢者の肺炎球菌感染症予防接種事業実施要綱

ウ 対象

肺炎球菌予防接種を希望する者のうち、年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる者及び、接種日に60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害のある者（いずれも身体障害者1級程度の障害）。ただし、既に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は対象外。

エ 対応者

指定医療機関等及び県内接種協力医、保健師、事務職員

オ 内容

市内指定医療機関、埼玉県住所地外定期予防接種（インフルエンザを除く。）相互乗り入れ制度に基づく県内接種協力医、契約医療機関等において個別予防接種を実施している。自己負担は、原則5,000円。

カ 実績

接種状況

単位：人

区分 年度	対象者	接種者	接種率 (%)
R 3	5, 801	1, 426	24. 58
R 2	5, 817	1, 798	30. 91
対比	-16	-372	-6. 33

キ 事業の経過

平成 21 年度	事業開始。接種期間は 1 月 1 日から翌年 1 月 31 日まで
平成 22 年度	過去に肺炎球菌のワクチン接種歴がある者も対象とした
平成 23 年度	ワクチン不足により接種期間を 3 月末まで延長
平成 24 年度	接種者数の拡大をはかるため、接種期間を 3 月末までとした
平成 25 年度	接種期間を通年とした
平成 26 年度	10 月 1 日から平成 30 年度までの間、定期接種として実施。対象者は、年度内に 65・70・75・80・85・90・95・100 歳になる者とした
平成 27 年 3 月	入間市の独自補助は終了
令和元年度	定期接種を令和 5 年度までの 5 年間延長した。令和元年度のみ 100 歳以上の者を対象とした

ク まとめ

令和 3 年度は、対象者がコロナワクチンの接種を優先するなどしたため予防接種の実施件数が減少した。今後も制度の周知を徹底し、事業を行っていく。

(4) 風しん予防接種費用助成事業

ア 目的

風しんの感染を予防するための予防接種を受ける者に対し、当該予防接種費用を助成することにより、その接種率を高め、もって先天性風しん症候群の予防を図る。

イ 根拠・関連法令

入間市風しん予防接種費用助成金交付要綱

ウ 対象

風しん抗体検査等の結果、予防接種を受ける必要があるとされた者で、妊娠を予定し、又は希望している女性で 19 歳以上 49 歳以下のもの、及び風しんの抗体価が低いとされた妊娠している女性の夫、胎児の父又は同居者で 19 歳以上のもの

エ 対応者

保健師、事務職員

オ 内容

風しんの予防接種を受けた助成の対象者から、助成金の交付申請を受け付け、交

付決定したものに対し助成金（上限3,000円）を交付する。

カ 実績

交付状況

単位：人

区分 年度	交付者	再掲	
		女性	男性
R 3	37	33	4
R 2	43	38	5
対比	-6	-5	-1

キ 事業の経過

平成25年度 事業開始

平成26年度 対象の条件に「風しん抗体検査等の結果、予防接種を受ける必要があるとされた者」を加えて、通年で実施

ク まとめ

妊娠が風しんウイルスに感染すると胎児にも感染し、先天性風しん症候群を発症する可能性があるため、平成25年度より事業を開始したものである。

（5）風しん追加対策事業

ア 目的

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対し、風しん追加対策事業を実施することにより、風しんの感染拡大防止及び先天性風しん症候群の予防を促す。

イ 根拠・関連法令

入間市風しん追加対策事業実施要綱

ウ 対象

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性

エ 対応者

指定医療機関等及び全国実施協力医（集合契約）、保健師、事務職員

オ 内容

対象者は、市から送付された風しん抗体検査及び予防接種クーポン券を指定医療機関へ持参し、抗体検査を受ける。抗体検査の結果、風しん抗体価が基準値を下回った者が予防接種を実施する。

カ 実績

実施状況

区分 年度	対象者※	抗体検査	予防接種	受検率 (接種率)	
				抗体検査	予防接種
R 3	15, 296	1, 102	225	7. 20	1. 47
R 2	11, 246	2, 855	457	25. 39	4. 06
R 1	8, 234	1, 809	312	21. 97	3. 79
合計(全体)	19, 960	5, 721	994	28. 66	4. 98

※ 対象者について

R 1は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの者に対するクーポン券の発行人数

R 2は、昭和37年4月2日から昭和27年4月1日生まれまでの者に対するクーポン券の発行人

R 3は、前二年度の対象者累計から前二年度で抗体検査をした者の累計を差し引いた数に、転入によるクーポン券発行人数(480人)を加算した数

キ 事業の経過

令和元年度 事業開始

令和3年度 令和6年度までの事業延長を決定

ク まとめ

この事業の国の目標値は、抗体検査は約57%、予防接種は約13%（全対象者実施率）である。受診率向上ため、引き続き勧奨を行っていく。